

夫婦の氏に関する令和 3 年最高裁決定について

1. 事案の概要

申立人らが、婚姻後も夫は夫、妻は妻の氏を称することを希望する旨を記載して婚姻の届出をしたところ、市町村長がこれを不受理とする処分をしたため、この処分を不服として、戸籍法第 122 条に基づき、本件届出を受理するよう命ずる審判を求めたもの。

2. 不服申立事件について

(1) 結論 特別抗告棄却（本件届出を受理する必要はない。）

(2) 理由の要旨

夫婦同氏制を定める民法第 750 条及びこれを受けた戸籍法第 74 条第 1 号（以下「本件各規定」という。）は合憲である。※違憲との意見 4 名あり

3. 本件各規定の憲法適合性について

(1) 多数意見（11名の裁判官）

○ 本件各規定は憲法 24 条に違反しない。

平成 27 年大法廷判決以降にみられる社会の変化（女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加等）や国民の意識の変化（選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加等）などの諸事情等を踏まえても、同判決の判断を変更すべきものとは認められない。

○ 夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法第 24 条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にする。この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない。

(2) 補足意見（3名の裁判官）

○ 夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる国民の意識の変化や社会の変化等の状況は、国会において不断に目を配り、対応すべき事柄。これを国民的議論（民主主義的なプロセス）に委ねることによって合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めることが事の性格にふさわしい解決というべき。

○ 国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する。

(3) 憲法第 24 条に違反するとの意見（4名の裁判官）

○ 夫婦同氏制は、個人の尊厳と両性の本質的平等に照らし、国会の立法裁量の範囲を超えるものであり、憲法第 24 条に違反する。

※ 4名のうち3名は、本件届出を受理すべきとし、1名は、法制度によらず、解釈によって本件届出を受理することはできず、特別抗告は棄却すべきとした。

最高裁判所決定（令和３年６月23日）における 旧姓の通称使用に関する指摘（抜粋）

1 深山卓也裁判官、岡村和美裁判官、長嶺安政裁判官（補足意見）

通称使用の拡大は、これにより夫婦が別氏を称することに対する人々の違和感が減少し、ひいては、戸籍上夫婦が同一の氏を称するとされていることの意義に疑問を生じさせる側面があることは否定できないが、基本的には、平成27年大法廷判決が判示するとおり、婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和する側面が大きいものとみられよう。

2 三浦守裁判官（意見）

近年、婚姻前の氏を通称として使用する運用が様々な形で広がっており、このような措置によって、夫婦別氏の選択肢を欠くことによる不利益が緩和される面がある。しかし、これらは、任意の便宜的な措置であって、個人の人格に関わる本質的な問題を解消するものではない上、このような通称使用の広がり自体、家族の呼称としての氏の対外的な公示識別機能を始めとして、夫婦同氏制の趣旨等として説明された上記の諸点が、少なくとも例外を許さないという意味で十分な根拠とならないことを、図らずも示す結果となっている。

3 宮崎裕子裁判官、宇賀克也裁判官（反対意見）

平成27年大法廷判決以降、女性による旧姓の通称使用を容易にするための方策が相次いで採られてきた。なかんずく、旧姓の通称使用が国の機関における公的な文書の作成においてすら認められるようになったことは、平成27年大法廷判決で認められた夫婦同氏制の合理性の根拠を質的に希薄化させる重大な事情の変化であると考ええる。

そもそも旧姓の通称使用は、婚姻によって氏を変更した当事者が有する生来の氏名に関する人格的利益の喪失とそれによる不利益を一定程度のみ解消させるものでしかなく、旧姓の通称使用が拡大したとしても公的な証明を必要とする場合は残るから、旧姓の通称使用ができることは決して夫婦同氏制の合理性の根拠になるものではない。むしろ、旧姓の通称使用を認めるということは、夫婦同氏制自体に不合理性があることを認めることにほかならない。そして、旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制による氏の変更後の戸籍に記載されている氏名が、社会での使用に耐えない場合があること、言い方を変えれば、夫婦

同氏制による氏ではなく、生来の氏による氏名を使用しなければ、その個人が氏を変更せずに婚姻した者であれば決しておかれることのない不合理で理不尽な状況に置かれ得ることについての社会における認知の拡大を意味している点で極めて重要である。

特に、国家機関において公的文書を作成する者が、その作成の責任の所在を明らかにするべき作成者の氏名として旧姓を使用することが認められたことは、夫婦同氏制の下で決められた氏が実社会において使用されない氏（つまり原則として非公開とされている戸籍に記載されているだけの氏）になっても問題はなく、旧姓のほうが夫婦同氏制の下で決められた氏よりも実質的な価値があり、国民との関係でも公的文書作成の責任者の個人識別に法的な問題を生じないことを国の機関が認めるに至ったという意味がある。そのことは、夫婦同氏制による変更後の氏が対外的公示という点では実質的価値が乏しいことが社会的にも認知されたことを示しているといえる。平成27年大法院判決において夫婦同氏制の合理性の根拠とされた点は、主として氏が対外的に公示されることに合理的な意味を見いだすというものであったことからすると、旧姓使用の拡大の事実、夫婦同氏制の合理性の説明を空疎化し、夫婦同氏制自体の不合理性を浮き彫りにするものといえる。

また、旧姓使用が拡大するということは、表札にも郵便物にも旧姓が使用され、夫婦親子の間でも社会的には氏が統一されていない状態が広がることを意味するが、特に公的機関における旧姓使用が認められたことは、それにより、女性の社会進出が進むにつれて、民間においても企業や組織が旧姓使用を認めることを促す効果があり、かつ、夫婦同氏制の不利益を幾らかでも回避したいと考える女性による旧姓使用を促す効果があるといってよい。その結果、社会的には氏を異にする外観を有する夫婦が増えて、外観上は事実婚の夫婦との差異がなくなるので見分けがつかなくなり、夫婦同氏制によって決定された氏（戸籍上の氏）によって夫婦であることの公示や家族であることの公示がなされず、対外的には、氏が夫婦であること、家族であることの識別には使われないという実態が拡大する。他方で、夫婦同氏制によって決定された氏が戸籍に記載されているとしても、戸籍に記載された個人情報プライバシー情報であり、戸籍の閲覧は認められず、第三者の戸籍の謄抄本を請求することも原則として認められないから、戸籍が夫婦同氏制で決定された氏の対外的公示手段になるという説明は現実的に無理である。このように、旧姓使用の拡大によって、夫婦同氏制の合理性の説明とは合致しない実態の広がりがもたらされ、夫婦同氏制の合理性が質的に薄弱化されていることは否定できなくなっている。

加えて、旧姓の通称使用とは、実態としては婚姻した女性にダブルネームを認めるのと同じであるところ、旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではなく、かつダブルネーム

を使い分ける負担の増加という問題が新たに生ずる。また、男女の別を問わず、ダブルネームを使う個人の増加は、社会的なダブルネーム管理コスト（例えば、企業や組織においては、一人の社員のために二つの名前を管理しなければならないが、これにはコストがかかる。）や、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるという不合理な結果も生じさせる。

以上のとおりであるから、旧姓使用の広がりや、婚姻しているが旧姓を使用する者からみても、夫婦別氏を希望する当事者からみても、夫婦同氏制の合理性の根拠の基盤を既に空疎なものにしているとすらいいよい。

4 草野耕一裁判官（反対意見）

婚姻に伴い戸籍上の氏を改めても社会生活上は旧姓の継続使用が可能である場面が拡大してきているものの、旧姓を使用し得る機会にはおのずから限度がある以上、二つの氏の使い分け又は併用を余儀なくされることになり、そのこと自体の煩わしさや自己の氏名に対するアイデンティティの希薄化がもたらす福利の減少は避け難い。

最高裁判所判決（平成27年12月16日）における 旧姓の通称使用に関する指摘（抜粋）

○ 多数意見

夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。

○ 岡部喜代子裁判官、櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官（意見）

また、多数意見は、氏を改めることによって生ずる上記の不利益は婚姻前の氏を通称使用が広まることによって一定程度は緩和され得る。しかし、通称は便宜的なもので、使用の許否、許される範囲等が定まっているわけではなく、現在のところ公的な文書には使用できない場合があるという欠陥がある上、通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる。そもそも通称使用は婚姻によって変動した氏では当該個人の同一性の識別に支障があることを示す証左なのである。

○ 木内道祥裁判官（意見）

夫婦同氏に例外を許さない点を改めないで、結婚に際して氏を変えざるを得ないことによって重大な不利益を受けることを緩和する選択肢として、多数意見は通称を挙げる。しかし、法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、氏を改めた者にとって、いちいち相手方の対応を確認する必要があり、個人の呼称の制度として大きな欠陥がある。他方、通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることとなる。その当否は別として、法制化がなされないまま夫婦同氏の合理性の根拠となし得ないことは当然である。